

さいたま市告示第 8 0 1 号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 1 条第 1 項及び同条第 4 項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和 7 年 5 月 1 3 日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和 7 年 5 月 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
5 月 2 日	犬	桜区神田	トイプー ドル	オス	茶	8 ～ 1 2 歳	有	緑色首輪 左前肢に金属プレー トあり

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 0 4 8 （ 8 4 0 ） 4 1 5 0
- (3) F A X 0 4 8 （ 8 4 0 ） 4 1 5 9

動物愛護ふれあいセンター

告示期間の期限日（５月１３日まで）